



お問い合わせは、
(☎63・3800)まで。

**ごみは決められた日に
決められた場所に
出しましょう**

●収集日以外の日に、ごみが出
されている

●通りすがりでごみを出してい
くので地元のごみが入らない
などといった内容の声がよく役
場に寄せられます。ごみ集積か
ごは、地元で管理する地元の方
のためのかごです。ごみは、お住
まいの地区で出すようにしてく
ださい。

また、収集日以外にごみを出
されると、不法投棄のもとと
なったり、地区の環境も悪く
なったりします。ごみは、お住ま
いの地区で、決められた日・決
められた時間・決められた場所
に出しましょう。

「戦没者等の 遺族に対する弔慰金」 の「案内」

「戦没者等の遺族に対する特
別弔慰金支給法の一部を改正す
る法律」に基づき、戦没者等の遺
族の方に対する特別弔慰金(第
十回特別弔慰金)を支給するこ
ととなりました。

支給対象者



平成27年4
月1日(基準
日)において、
「恩給法による
公務扶助料」や
「戦傷病者戦没
者遺族等援護法による遺族年
金」等を受ける方(戦没者等の妻
や父母等)がいない場合に、次の
順番による先順位のご遺族お一
人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦
傷病者戦没者遺族等援護法に
よる弔慰金の受給権を取得し
た方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の

- ① 父母
- ② 孫
- ③ 祖父母
- ④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有し
ている事等の要件を満たしているかど
うかにより、順番が入れ替わります

4. 前項の1から3以外の、戦
没者等の三親等内の親族(甥、
姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上
の生計関係を有していた方に限ります

支給内容

額面25万円
5年償還の記名国債

請求期限

平成30年4月2日まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金
を受けることができなくなりますので、
ご注意ください)

請求窓口

住民福祉課(☎63・3800)

特別弔慰金についてのQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれた
孫は、支給対象になりますか？

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を

表するという制度の趣旨を踏ま
え、戦没者等の死亡当時のご遺
族(三親等内)を対象としていま
すので、戦没者等の死亡後に生
まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつ、どこで
受け取ることができるのでしょ
うか？

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の
記名国債により行われ、平成28年
から毎年1回、償還日(4月15日)
以降に均等に支払い(年5万円)
を受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所
は、請求手続きの際に、ご希望の
郵便局等を指定していただくこ
とになっています。

詳しくは、住民福祉課(☎63・

3800)または、和歌山県援
護担当課(☎073・441・
2476)まで。

児童手当制度は どう存続ですか？

●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給します。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません。

●支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

現況届を忘れずに！

児童手当を受けている方は、6月中に『現況届』を提出する必要があります。

この現況届は、受給者の前年の所得状況とお子さまの扶養状況などを確認するものです。現況届の提出がない場合、児童手当の受給資格があっても6月分以降の手当が受けられませんので、忘れずに手続きをしてください。

現在、児童手当を受けている方には6月以降、役場から通知いたしますので、手続きをお願いします。

●支給額

		養育されている方の所得が	
		所得制限以下の場合(月額)	所得制限を超える場合(月額)
養育されているお子さまが	0～3歳未満	15,000円	5,000円(一律)
	3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
	中学生	10,000円	

●届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった

「子どもの人権110番」強化週間

☎ 0120・007・110
(フリーダイヤル・全国共通)

小・中・高校生のみなさん、ご家族のみなさん、ひとりで悩まずお電話を！

■費用
無 料

■期間
6月22日(月)～6月28日(日)

■時間
平 日： 8:30～19:00
土・日曜日： 10:00～17:00

■相談内容
いじめや家庭内での虐待などの子どもの人権に関わる悩みごと、相談ごと

■相談員
人権擁護委員および法務局職員



和歌山地方法務局人権擁護課内
和歌山県人権擁護委員連合会
☎ 073・422・5164

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所開設のお知らせ

・受給者が公務員になった、もしくはは公務員でなくなった
・振り込み口座が変わった(受給者名義の口座に限ります)

右記の他に、児童手当を受けたい方は現況届を提出する必

6月15日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。



詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。
相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

要があります。
詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

